

請願 第 7 号
令和7年11月4日受理

2025 年11月4日

須賀川市議会議長 佐藤 瞭二 様

請願者 福島県民主医療機関連合会

会長 北條 徹



紹介議員

横田 羊子

地域の医師不足解消を求める請願書

政府は2024年に「医師偏在対策」に関する総合的な対策を打ち出し、医師の配置を重視する政策に転換していますが、現場では依然として深刻な医師不足が続いています。特に「医師少数県」とされる福島県は、医師の絶対数不足や地域間格差が顕著であり、地域医療崩壊の危機に直面しています。

一方、「医師多数県」でも中山間地域などで医師が不足しており、政府の偏在指標が現場の実態を反映していないとの声が上がっています。さらに、政府の医師需給推計には過労死ラインを前提とした労働時間や、80歳までの診療所医師の就業など現実的でない仮定が含まれています。

今、地域医療は医師不足の危機に直面しています。すべての医師の人権を保障し、健康を守りながら、今以上、医療需要を切り捨てないためには、偏在対策の強化ではなく、医学部定員を増員し、地域での医師不足を解消することが必要です。

下記の事項を国に意見書として提出していただくよう、お願いいたします。

記

1. 新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、働き方の多様化などの影響を踏まえ、「医師需給推計」の見直しを行うこと。
2. 「医師偏在指標」を基にした「医師偏在対策」をあらため、地域の医師不足を解消するため、医学部定員を増員すること。



地域の医師不足解消を求める意見書

厚生労働省は2024年12月、「医師偏在対策に関するとりまとめ」を確認し、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表しました。政府の医師偏在対策は、その基本的な考え方において、「医師数は毎年増加しており、医師の需要と供給は2029年頃に均衡する推計もある中、医師確保対策について、総数の確保から適切な配置へと重点をシフトしていく必要がある」としており、「医師偏在指標」を用いて「医師多数県・医師多数区域」「医師少数県・医師少数区域」と分類し、経済的インセンティブと規制的手法を用いて対策を強化しようとしています。あわせて、2027年度の医学部定員の適正化も検討されています。

2024年8月、医師偏在指標により「医師少数県」とされる都道府県知事を中心とする「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」（福島県知事も参加）が「医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた実効性のある施策の実施を求める提言」をまとめ、厚労省および文科省に提出しました。提言では、「今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療所間の偏在等が極めて顕著となり、いわば『地域医療崩壊』の危機的状況にある」と述べたうえで、政府の「医師需給推計」について、新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、女性医師数増などの影響を十分に反映させるなど、医師需給に関する分析を適時適切に行うことを訴えるとともに、「新たな感染症等によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である」とし、医学部定員の上限の緩和を含む既設医学部の大幅定員増や医学部新設を可能とすることを提起しました。

一方で、「医師多数県」の多くの知事が、同年10月に厚労省に要望書を提出し、「医師多数県」とされた県であっても、中山間地域などで必要な医師を確保できない実態があり、偏在指標は実情を表していないと指摘し、どの地域でも確実に医師が確保できるしくみをつくるべきと求めています。

政府の「医師偏在対策」は、医師多数県・医師多数地域から、医師少数県・医師少数区域へ医師を移していく対策ですが、「医師偏在指標」は相対的にみて医師多数・医師少数を定めているだけであり、「医師多数県」「医師少数県」の知事から声があがっているように、医師が充足している都道府県はありません。そもそも、日本の人口10万人対医師数は、OECD加盟国平均の医師数に約13万人不足しており、国内で最も人口10万人対医師数が多いとされる徳島県においてもその平均を下回っています。

特に、福島県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回っています。2022 年の調査では、福島県の人口 10 万人あたりの医師数は 218.7 人で、全国平均の 274.7 人を大きく下回り全国で 42 番目で慢性的な医師不足に悩まされています。

また、2029 年以降、医師が過剰になるとしている「医師需給推計」においては、医師の時間外労働時間の前提は過労死ラインの年間 960 時間（宿日直は労働時間に含まず）とされており、さらに、「医師偏在対策に関するとりまとめ」では、診療所医師の引退は仮定としているものの 80 歳とされています。

今、須賀川市の地域医療は医師不足の状態が続いています。すべての医師の人権を保障し、健康を守りながら、今以上、医療需要を切り捨てないためには、偏在対策の強化ではなく、医学部定員を増員し、地域での医師不足を解消することが必要です。

記

1. 新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、働き方の多様化などの影響を踏まえ、「医師需給推計」の見直しを行うこと。

2. 「医師偏在指標」を基にした「医師偏在対策」をあらため、地域の医師不足を解消するため、医学部定員を増員すること。

以上

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

2025 年 月 日

須賀川市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣